

大和市告示第23号

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の事務に係る手数料の免除に関する要綱を廃止する要綱を次のように定める。

令和4年2月8日

大和市長 大 木 哲

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の事務に係る手数料の免除に関する要綱を廃止する要綱

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の事務に係る手数料の免除に関する要綱（平成27年大和市告示第179号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。